



報道発表資料の配信日時 12月 3日 (木) 15時00分

発表項目 (行事名)	厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に関する意見の募集(パブリックコメント)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定について、環境省において、次のとおり意見の募集(パブリックコメント)が実施されますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和2年(2020年)12月3日(木)から 令和2年(2020年)12月28日(月)まで</p> <p>2 公表資料の入手方法 環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/press/108674.html)に掲載されるとともに、問合せ先で閲覧が可能です。</p> <p>3 意見の提出先 環境省自然環境局国立公園課</p> <p>4 問い合わせ先 環境省自然環境局国立公園課 北海道環境生活部環境局自然環境課</p>		
参考	<p>○ 添付資料 環境省記者発表資料「厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に関する意見の募集(パブリックコメント)について」</p> <p>○ 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)は、中央環境審議会への諮問等が行われた後、早ければ令和3年3月に国定公園に指定される見込みです。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省記者クラブ	
担当(連絡先)	環境省自然環境局国立公園課計画係 環境生活部環境局自然環境課 (担当:片原)		ダイヤル: 03-5521-8278 ダイヤル: 011-204-5204 (内線: 24-354)



厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）の指定及び公園計画の決定 に関する意見の募集（パブリックコメント）について

令和2年12月3日（木）

環境省が厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）の指定及び公園計画を決定することについて、意見を募集します。

1. 背景

本公園は北海道東部の太平洋側に位置し、海岸線の後退と砂丘の堆積によって形成された霧多布湿原及び河岸の湛水によって形成された別寒辺牛湿原といった形成過程の異なる2つの湿原が、ほぼ原始的な状態で残されているほか、厚岸湖、火散布沼等の海跡湖並びに尻羽岬、大黒島等の海食崖及び島嶼を有し、変化に富んだ優れた自然景観を呈しています。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖、周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観を見ることができます。加えて、本公園の湿原の大部分及び厚岸湖が国際的に重要な水鳥の生息地としてラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていること等、多様な動植物の生息及び生育の場となっています。

このように、本公園は多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布している我が国における傑出した自然の風景地であることから、国定公園として新たに指定するものです。

2. 意見提出手続

(1) 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 北海道環境生活部環境局自然環境課公園保全係

北海道中央区北3条西6丁目 / 電話 011-204-5204

(2) 意見募集対象

厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）の指定及び公園計画決定案

資料「厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）指定書（環境省原案）」

「厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）公園計画書（環境省原案）」

(3) 資料（指定案）の入手方法

指定案及びその概要は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/press/108674.html>）に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和2年12月3日（木）から同年12月28日（月）まで

(5) 意見提出方法

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館 環境省自然環境局国立公園課

※締切日当日消印有効

イ FAXの場合：03-3595-1716

ウ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）の指定及び公園計画決定への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX番号・メールアドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。氏名、住所、電話番号、FAX番号・メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

3. 公園区域の指定及び公園計画決定の概要

項目	概要
公園区域の指定	○41,487ha
公園計画の決定	○保護規制計画（特別保護地区、第1・2・3種特別地域） ○利用施設計画（園地、野営場、舟遊場、博物展示施設）

4. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

5. 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年1月 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和3年2月 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和3年3月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<参考資料>

- 1 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）指定書（環境省原案）
- 2 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）公園計画書（環境省原案）
- 3 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）区域及び公園計画図
- 4 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）公園計画図（詳細図）

※参考資料については、<http://www.env.go.jp/press/108674.html> を参照。

環境省自然環境局国立公園課
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8279
課 長 熊倉 基之(内 6440)
課長補佐 中山 直樹(内 6650)
係 長 安藤 祐樹(内 6694)

厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画決定 に関する意見の募集 (パブリックコメント) について

1. 背景

本公園は北海道東部の太平洋側に位置し、海岸線の後退と砂丘の堆積によって形成された霧多布湿原及び河岸の湛水によって形成された別寒辺牛湿原といった形成過程の異なる2つの湿原が、ほぼ原生的な状態で残されているほか、厚岸湖、火散布沼等の海跡湖並びに尻羽岬、大黒島等の海食崖及び島嶼を有し、変化に富んだ優れた自然景観を呈しています。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖、周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観を見ることができます。加えて、本公園の湿原の大部分及び厚岸湖が国際的に重要な水鳥の生息地としてラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていること等、多様な動植物の生息及び生育の場となっています。

このように、本公園は多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布している我が国における傑出した自然の風景地であることから、国定公園として新たに指定するものです。

厚岸霧多布昆布森国定公園 (仮称)



2. 指定理由・公園計画の基本方針等

風景形式：雄大で荒々しい海食崖が連続した岩石海岸、国内有数の規模を誇る湿地及びそこに成立する希少な水鳥繁殖地や湿原植生等の生態系と、人と自然との共生により育まれてきた文化景観とが一体となってつくり出す景観

主な景観要素：原生的な湿原景観、高層・低層湿原の植物群落、海食崖、海岸段丘、草原植生群落、文化景観（漁業風景）

テーマ：湿原と断崖が語る大地と海の交わり～生命（いのち）あふれる湿原と海～

3. 公園区域

別寒辺牛湿原及び霧多布湿原一帯、大黒島周辺の地域、昆布森から尻羽岬まで及び愛冠岬から琵琶瀬まで広がる海食崖・海岸段丘を有する地域やその周辺海域等

4. 保護規制計画

別寒辺牛湿原及び霧多布湿原において原生的な湿原景観を有する地域、別寒辺牛川河口部及び大別川流域に分布する低層湿原地域並びにコシジロウミツバメの大繁殖地として独特の海岸景観を有する大黒島の地域を重点的に保護します。

（参考：道立自然公園と国定公園の面積の変化について）

【厚岸道立自然公園】		【厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）】	
特別保護地区	- ha	特別保護地区	966 ha
第一種特別地域	2,244 ha	第一種特別地域	2,770 ha
第二種特別地域	5,178 ha	第二種特別地域	4,768 ha
第三種特別地域	9,815 ha	第三種特別地域	16,478 ha
普通地域(陸域)	4,286 ha	普通地域(陸域)	7,584 ha
普通地域(海域)	- ha	普通地域(海域)	8,921 ha
合計	21,523 ha	合計	41,487 ha

5. 利用施設計画

利用者が湿原景観や海岸景観等の自然との触れ合いを楽しめるように次の利用施設を計画します。

(1) 単独施設

北海道内各町において、以下のとおり計画します。

- ・釧路郡釧路町：園地（3箇所）、野営場（2箇所）・厚岸郡厚岸町：園地（4箇所）、野営場（1箇所）、舟遊場（2箇所）、博物展示施設（2箇所）
- ・厚岸郡浜中町：園地（10箇所）、野営場（1箇所）、舟遊場（1箇所）、博物展示施設（1箇所）

合計：園地（17箇所）、野営場（4箇所）、舟遊場（3箇所）、博物展示施設（3箇所）

(2) 道路

北海道内各町において、以下のとおり計画します。

(ア) 車道

釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び同郡浜中町において、車道（14路線）を計画します。

(イ) 歩道

釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び同郡浜中町において、歩道（2路線）を計画します。

4. 意見提出手続

(1) 問合せ先

- ア 環境省自然環境局国立公園課
東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8279
- イ 北海道環境生活部環境局自然環境課公園保全係
北海道中央区北3条西6丁目 / 電話 011-204-5204

(2) 意見募集対象

- ア 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画決定案
資料「厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)指定書(環境省原案)」
「厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)公園計画書(環境省原案)」

(3) 資料(変更案)の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和2年12月3日(木)から12月28日(月)まで

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※締切日当日消印まで有効

イ FAXの場合：03-3595-1716

ウ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画決定への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名(団体の場合は団体名)、電話番号・FAX番号・メールアドレスを御記入ください(これらの記入がないものは無効となります)。氏名、住所、電話番号、FAX番号・メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

5. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見は、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

6. 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年 1月 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和3年 2月 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和3年 3月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<掲載資料>

- 1 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）指定書（環境省原案）
- 2 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）公園計画書（環境省原案）
- 3 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）区域及び公園計画図
- 4 厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）公園計画図（詳細図）

令和2年12月3日（木）

環境省 自然環境局 国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8279

課長 熊倉 基之（内線 6440）

課長補佐 中山 直樹（内線 6650）

係長 安藤 祐樹（内線 6694）